#### 野村アセットマネジメント株式会社

# 「(早期償還条項付)野村ハイベータ日本株 2506」 信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

さて、「(早期償還条項付)野村ハイベータ日本株 2506」(以下「当ファンド」といいます。)につきましては、基準価額(1万口当たり。支払済みの分配金累計額<sup>(注)</sup>は加算しません。)が一定水準(12,500円)以上となった場合には、円建ての短期公社債等に投資を行ない、主として流動性の確保を図ることを目的とした安定運用に切り替えることを基本とします。

(注) 当ファンドの分配金累計額(税引前)は1万口当たり0円となります。

2025年10月9日の基準価額が運用の基本方針に定める一定水準以上となり、 安定運用への移行を開始し、切り替えが完了しましたので、信託約款の規定に基 づき信託終了日を繰上げ、下記の通り信託を終了いたしますので、お知らせいた します。

謹白

## <記>

## 信託の終了(投資信託契約の解約)の理由

基準価額水準が運用の基本方針に定める一定水準以上となり、安定運用に切り替えましたので、受託者と合意の上、当ファンドの投資信託約款第 44 条第 2 項の規定に基づきまして、信託を終了(投資信託契約を解約)するものです。

なお、信託の終了日(繰上償還日)は以下の通りとさせていただきます。

#### 信託の終了(投資信託契約の解約)の年月日

信託の終了日(繰上償還日): 2025年12月5日(金) (予定)

なお、償還金は、2025年12月8日(月)(予定)より、野村證券の本支店等でお支払いいたします。

以上

上記の一定水準(12,500 円)は、安定運用に切り替えるための価額水準です。また、株式等売却の際に発生する売買委託手数料等や市場インパクトおよび短期公社債等の資産に切り替わるまでの株式の価格変動の影響、またはマイナス利回りの資産への投資等により、基準価額が12,500 円以上となった日の翌営業日以降(安定運用への切り替え完了後も含みます。)の基準価額および償還価額が12,500 円以上であることを保証するものではありません。

\*当ファンドの償還前に換金される場合には、1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じて信託財産留保額として受益者の皆様にご負担いただきます。